

開放特許情報データベース

令和 4 年 3 月

特許庁総務部企画調査課

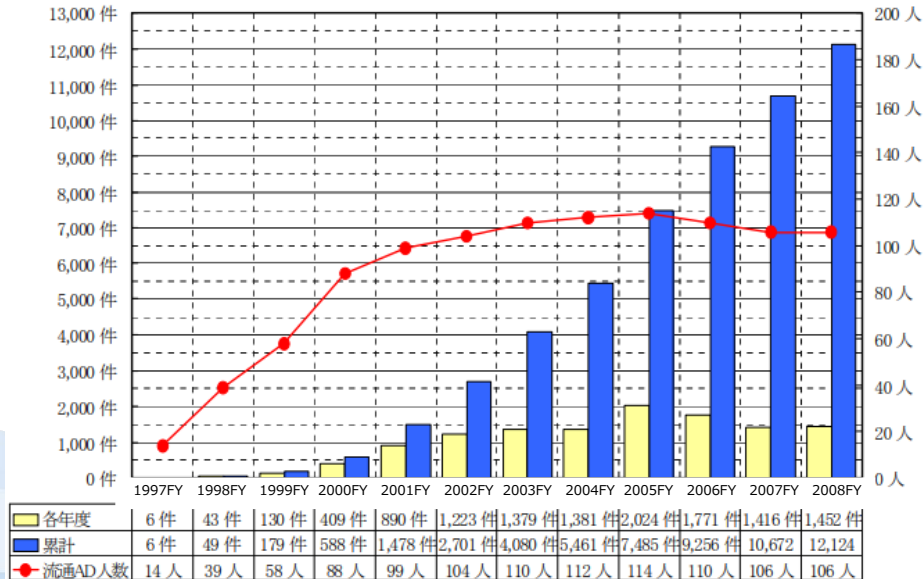


旧特許流通促進事業

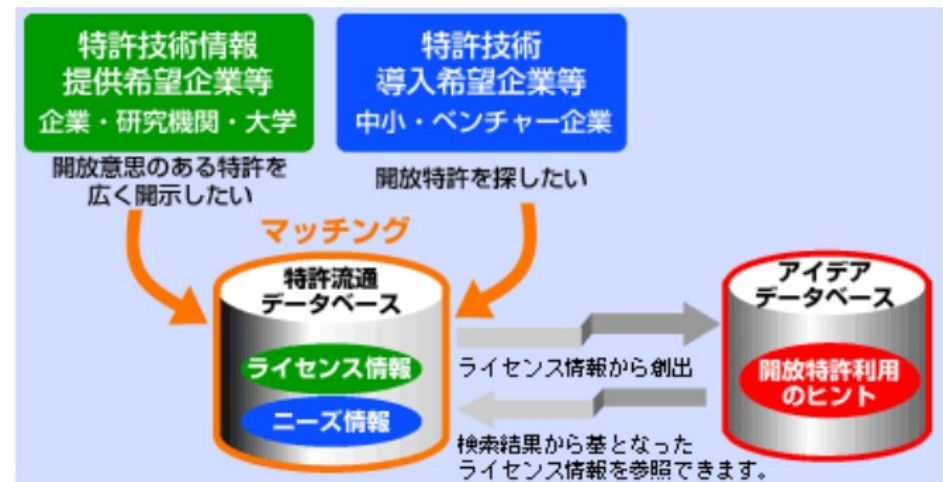
- 特許庁が1995年に行った特許登録上位300社へのアンケート調査(※)において、**企業が保有する特許のうち、実際に実施されているものは33%に過ぎず、残り67%は実施されていない「未利用特許」**であることが判明。さらに、**未利用特許のうちの64%は企業が他社へのライセンスを希望（開放特許）**しており、その数は約40万件程度と推定された。

※「未利用特許情報実態調査報告書」財団法人日本テクノマート(1995)【平成7年度特許庁委託調査】
- この調査結果を踏まえて「特許流通市場」の創設に関する提言がなされた。当該提言を受けて、貴重な技術資産である**未利用特許を有効に活用することにより、新規産業の創出を行い、我が国の産業の発展に寄与することを目的に特許流通促進事業が1997年に開始。**
- 主に、①**特許流通アドバイザーによる特許流通の支援（特許流通アドバイザー派遣事業）**、②**特許流通データベースの提供（特許流通データベース整備事業）**から構成され、特許流通促進の公的支援サービスを基本的に無料で提供。
- 特許流通促進事業は特許情報の活用と開放特許流通の促進、さらには自治体内の専門人材育成において一定の成果が得られたことや、事業仕分けによる事業の見直しを踏まえ2010年度末に廃止が決定。**

特許流通アドバイザーの成約件数の推移（累計）



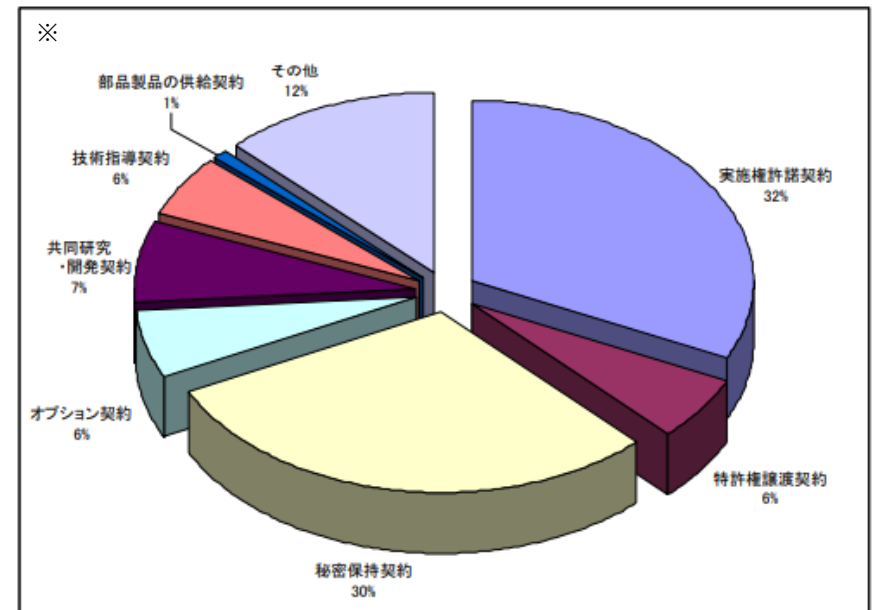
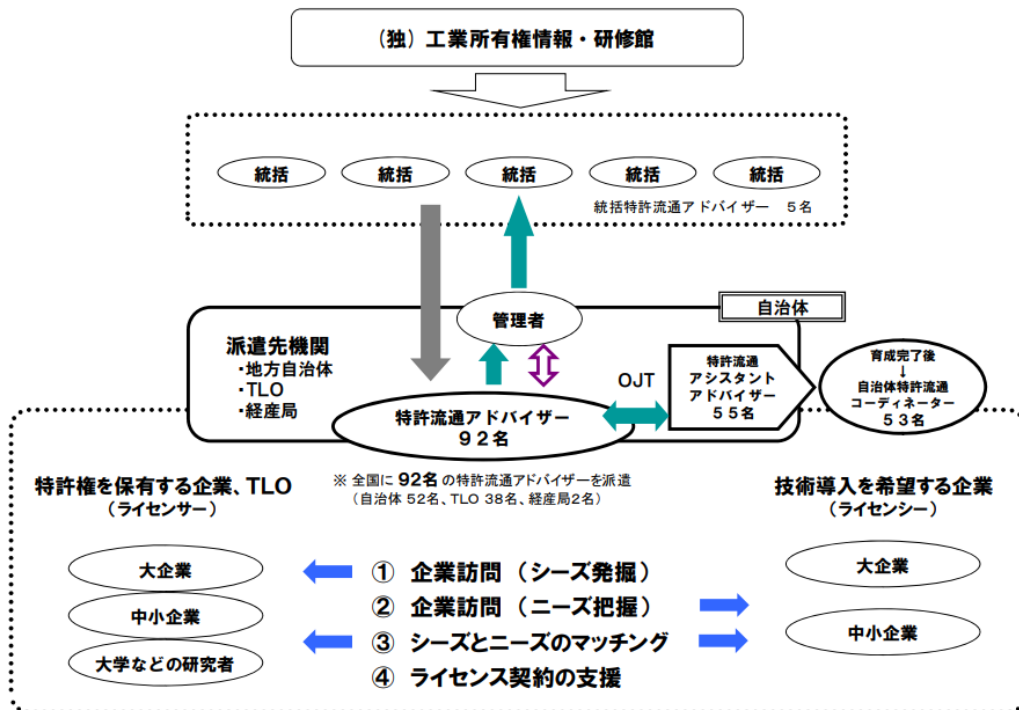
特許流通データベース概念イメージ



【参考】旧特許流通アドバイザー派遣事業

- 特許流通アドバイザーに、地域企業や大学等を訪問させることにより、それぞれが保有している特許・技術（シーズ）や導入したいと考えている技術情報（ニーズ）を発掘・収集させ、シーズとニーズが合う企業等のマッチング及び特許ライセンス（技術移転）等の支援を行う事業。
- 1997年10月に、各地方自治体に対して12名の特許流通アドバイザー派遣したのを皮切りに、2009年度では、地方自治体52名、経済産業局2名、TLO38名の特許流通アドバイザーを派遣。
- 2009年3月末時点で累計12,124件の契約成約（※）や、特許流通促進事業による経済的インパクトが約3,003億円（※※）に達していることが報告（※※※）。

特許流通アドバイザー全体図(平成21年度)



※※以下の事項を計上

- ① 当該技術を利用したことによる売上高概算
- ② 評価・研究開発から製品販売（または現在）までにかかった費用
- ③ 本案件のために新規に雇用した人数
- ④ 支払ったライセンス料

開放特許情報データベースの構築経緯

- ▶ 特許流通促進事業は廃止となったものの、ライセンス情報のデータベースについては民間で提供する事業者も存在しないことから廃止を行わず、**2011年に特許流通データベースを開放特許情報データベースとしてリニューアル。**
- ▶ また、**データベースが更新されるたびに、登録した検索式によって検索を行い、その結果をメールで通知するサービスも提供。**
- ▶ さらに、ライセンス契約（譲渡、許諾）を促進させるため、**登録されている開放特許情報を1つ1つでは、使い道が分からないような開放特許情報をパッケージ化**することにより、より具体的な利用方法等をユーザーに対し提供。具体的なお客様のイメージや、実施許諾対象企業イメージが掲載されている。

開放特許情報データベース
サポートセンター 平日9:00~17:00 050-3803-1777

検索したい開放特許に関するキーワードを入力して検索してください。

キーワード

お知らせ

- 2017/01/20 システム更新のお知らせ [Internet Explorer 11への対応と(Windows 10)の変更]
- 2017/01/01 アンケートの結果
- 2017/01/18 ご利用の案内
- 2017/01/18 Internet Explorer 11をご利用されている方へ
- 2017/01/18 システム更新のお知らせ

登録ログイン

開放特許情報データベース
サポートセンター 平日9:00~17:00 050-3803-1777

技術の内容
製品イメージ
製品のお客様イメージ
実施許諾対象企業イメージ

各技術の詳細

1
出願番号 公開番号 登録番号

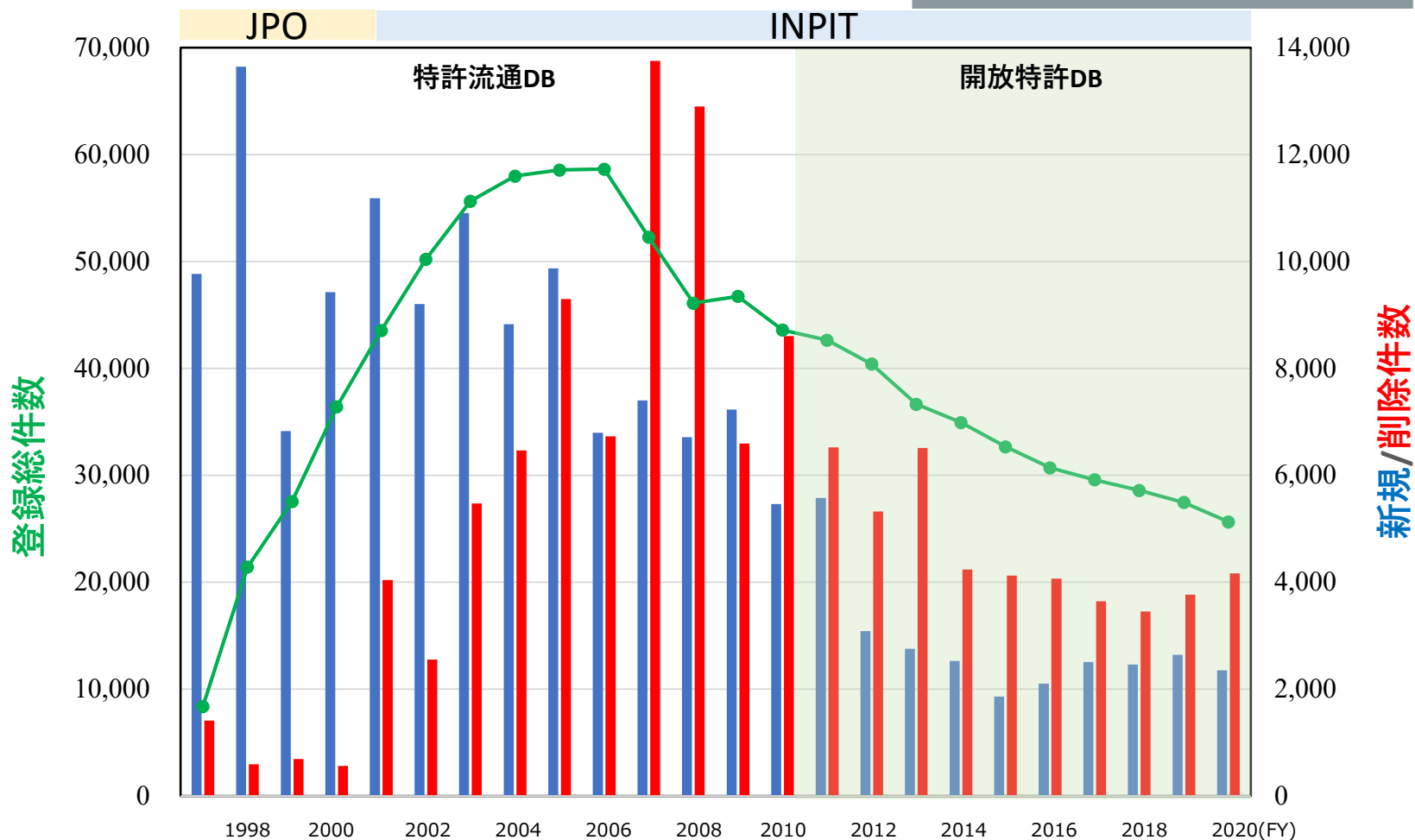
2
出願番号 公開番号 登録番号

関連コンテンツ

- 特許活用情報検索
- アイデアデータベース検索
- SDI機能
- 開放特許情報パッケージ

開放特許情報パッケージ

開放特許情報データベースの現状 ～登録件数の推移～



■ 新規 ■ 削除 ● 登録総件数

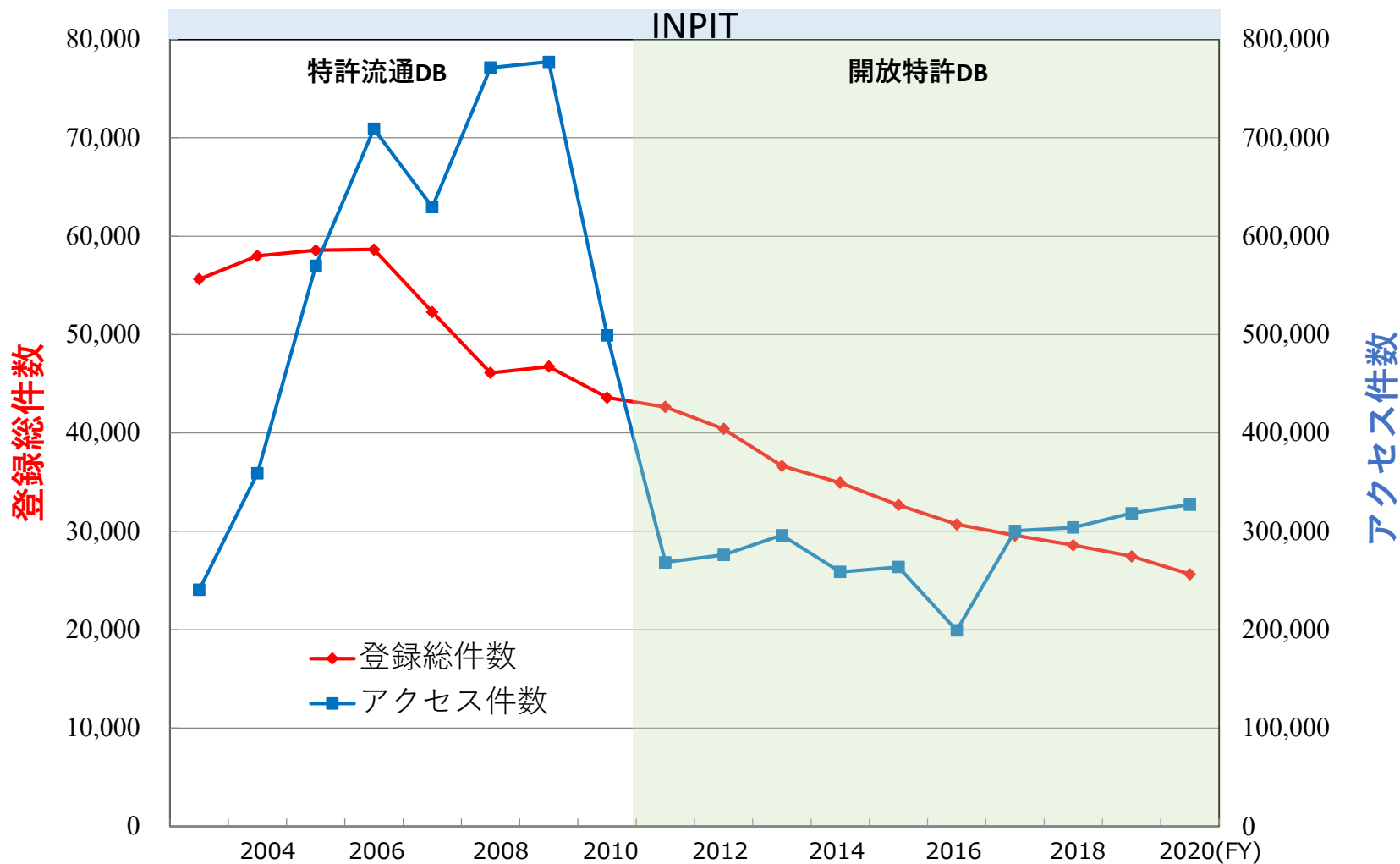
(登録件数内訳：2022年1月末現在)

企業： 3,829件
 大学・TLO：8,290件
 公的研究機関等：11,597件
 個人： 959件

(登録者数内訳：2021年2月17日現在)

企業： 585者
 大学・TLO：130者
 公的研究機関等：82者
 個人： 567者

開放特許情報データベースの現状 ～登録総件数・アクセス件数の推移～



令和2年度アンケート結果

●アンケート概要

対象者：開放特許情報データベースに登録している1319者

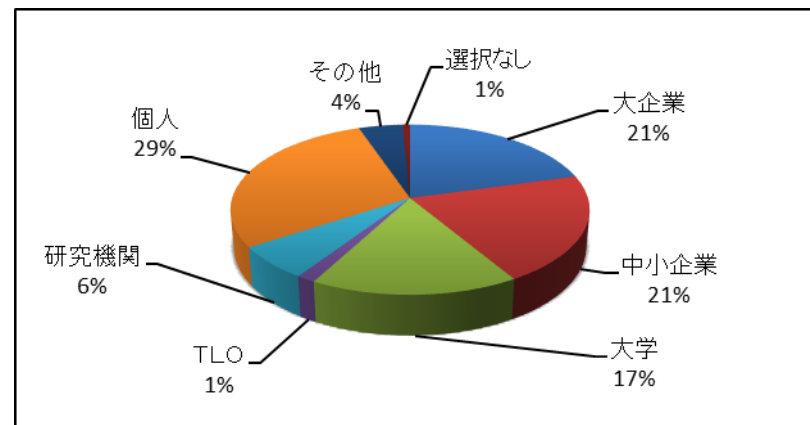
回答数：266者

期間：2021/3/2～2021/3/14

方法：対象者にメールで連絡し、WEB入力フォームで回答を依頼

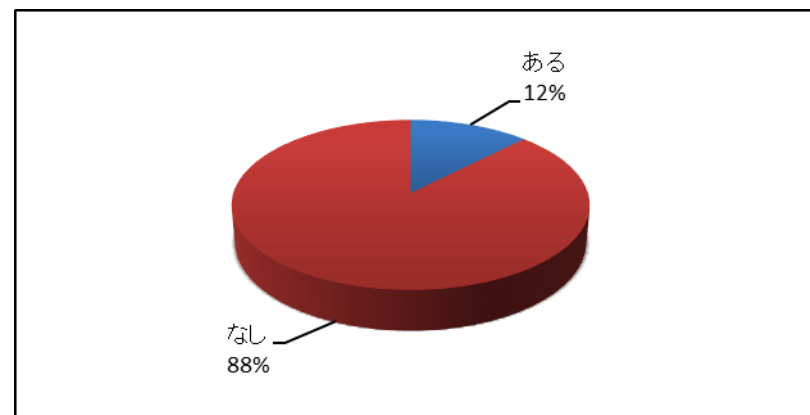
1. 回答者属性

No	分類	回答数	割合(%)
1	大企業	55	20.7%
2	中小企業	55	20.7%
3	大学	44	16.5%
4	TLO	4	1.5%
5	研究機関	17	6.4%
6	個人	77	28.9%
7	その他	12	4.5%
8	選択なし	2	0.8%
	合計	266	100.0%



2. 令和2年度中に問い合わせがあった件数

No	分類	回答数	割合(%)
1	ある	33	12.4%
2	なし	233	87.6%
	合計	266	100.0%



※過去1年間における問い合わせの有無に関する回答であり、過去5年間を対象とする知財事務局資料掲載アンケートとは対象期間が異なる

【参考】開放特許情報とライセンスオブライイト（LOR）の関係について①

～LORに関する海外調査結果～

- イギリス、ドイツいずれも、データベースへの掲載を減額の要件とはしていない。

	イギリス	ドイツ	中国（2021年に導入）
宣言可能な時期	特許設定登録時以降	特許出願時以降	特許設定登録時以降
特許料の減額率	50%	50%	（明文規定なし）
実施権発生時点	特許権者と実施権を求める者がライセンス合意に至ったとき	第三者が実施をする意思を特許権者に通知したとき	第三者が権利者にライセンス料を支払ったとき
ライセンス条件決定制度	あり（特許権者又は実施許諾を求める者がイギリス知的財産庁長官に申立てできる）	あり（特許権者又は実施許諾を求める者がドイツ特許庁長官に申立てできる）	あり（国務院専利行政部門に調停を申立てできる）
差止請求権の制限	あり	あり	あり
現在有効なLOR宣言件数 （各国で有効な欧州特許を含む）	8,739件（2021/9/9検索結果） （参考）現存特許権数：641,887件（2019年） 主な出願人：トヨタ、IBM、PSA、三菱電機、ホンダ等 主な出願人国籍：日、米、仏、独、蘭	35,275件（2021/9/9検索結果） （参考）現存特許権数：772,358件（2019年） 主な出願人：Miele、トヨタ、FEV、三菱電機、PSA等 主な出願人国籍：独、日、仏、米、蘭	—※

- イギリス、ドイツでは、自動車・電機分野を中心に一定(数%程度)の宣言件数はあるものの、実際にライセンス促進に寄与しているといえるかは不明であり、単なる料金減免にとどまっているという指摘がある。
- ほかにイタリア、スペイン、ギリシャ、シンガポールなどで同様の制度が存在。中国も2021年6月施行の専利法改正によって同様の制度を創設。 ※実施細則が公開されておらず、施行後の運用詳細・実績は不明
- フランスは、以前はLOR制度を有していたが、第三者にライセンスされた特許がわずかである等の理由から2005年に廃止。

【参考】 開放特許情報とライセンスオブライト（LOR）の関係について② ～海外でLORを利用する企業へのヒアリング結果例～

- LORの利用目的は何か

- **主な理由は年金の減額**

- ＜ヒアリング結果例＞

- 年金の削減を目的にしている（LOR活用上位電機メーカー、LOR活用上位輸送用機器メーカーなど）

- LORを利用することで減額以外のメリットがあったか（OIや未利用特許の促進につながった実例があるか）

- **LORがあることによりライセンスに結びついた事例は確認できなかった**

- ＜ヒアリング結果例＞

- **英国等でほぼ全件LOR宣言しているにもかかわらず、LORが起点となったライセンス実績はない**
（LOR活用上位輸送用機器メーカー）
 - **かつてLORを活用していた際は減額目的で100%LOR宣言をしていたが、ライセンスにつながったケースはなく、現在は出願数が少なくなったこととあいまって、LORを一切活用していない**
（LOR活用上位電機メーカー）
 - **LORは、大企業の活用が多く、中小企業の活用は少ない。自動車メーカーはクロスライセンスが一般化され、しかも特許料を半減できるから活用している。基本・重要特許にはLORが活用されず、クロスライセンス予定の特許のみを対象にする傾向がある**（海外弁護士事務所）
 - LORに関する契約の履歴はない（LOR活用上位精密機器メーカー）
 - **ライセンス収入、技術の普及を狙っているが、LORのライセンスの実績はない**
（LOR活用上位輸送用機器メーカー）